

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年12月5日

【会社名】 燦キャピタルマネージメント株式会社

【英訳名】 Sun Capital Management Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 健 司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 岡田 和 則

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号

【電話番号】 06-6205-5611

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部 本部長 岡田 和 則

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第2回転換社債型新株予約権付社債 30,000,000円
第6回新株予約権証券 1,279,200円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
173,854,200円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）】

銘柄	燦キャピタルマネージメント株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金30,000,000円
各社債の金額（円）	金10,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金30,000,000円
発行価格（円）	本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	年率1.0％（固定）
利払日	毎年3月31日及び9月30日
利息支払の方法	<p>1 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成27年3月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。</p> <p>2 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>3 本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。</p> <p>4 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。</p> <p>5 利息の支払場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部</p>
償還期限	平成28年12月21日

償還の方法	<p>1 償還金額、償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成28年12月22日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還 当社は、平成27年6月22日以降、その選択により、償還すべき日の20営業日以上前に本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」又は「本新株予約権付社債権者」という。)に対し事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その時点で残存する本社債の全部又は一部を本社債の金額100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>2 買入消却</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、全額を次の者に割り当てる。 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。） 30,000,000円</p>
申込証拠金（円）	該当事項なし。
申込期日	平成26年12月22日（月）
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成26年12月22日（月）
振替機関	該当事項なし。
担保の種類	該当事項なし。
担保の目的物	該当事項なし。
担保の順位	該当事項なし。
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし。
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	該当事項なし。
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし。
担保の保証	該当事項なし。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が上記表中「利息支払の方法」及び「償還の方法」欄記載の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部

6 取得格付

格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。</p> <p>なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項で定義される。）で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、177円とする。なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 時価下発行による転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 時価（本項第(2)号に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合</p> <p>調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。</p>

- 八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合
- 調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- 二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

	<p>(3) 本項第(1)号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(4) 本項第(1)号 乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金30,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年12月22日から平成28年12月21日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

代用払込みに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。 (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。 (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第 2 項及び第 3 項と同様の調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。 (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとする。 (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。 (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。

	<p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本項の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計3個の新株予約権を発行する。

2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本転換社債型新株予約権者は、これを撤回することができない。

3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、上記（注）2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(2) 本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	39個(新株予約権1個につき25,000株)
発行価額の総額	1,279,200円
発行価格	新株予約権1個につき32,800円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.312円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年12月22日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号
払込期日	平成26年12月22日(月)
割当日	平成26年12月22日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店

- (注) 1 第6回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年12月5日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	燦キャピタルマネージメント株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式975,000株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は25,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、177円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{より当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下、「東証JASDAQスタンダード」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>172,575,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年12月22日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成28年12月21日（但し、平成28年12月21日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 燦キャピタルマネージメント株式会社 管理本部 大阪市中央区瓦町二丁目3番15号</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 中之島支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の出来高に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(230円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(265円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社の大株主である前田健司と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内(最大500,000株)とすることとしております。

2 本新株予約権の行使の効力発生時期

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の指定口座に入金されたときに発生する。

4 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
203,854,200	8,200,000	195,654,200

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額（30,000,000円）及び本新株予約権の払込金額の総額（1,279,200円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（172,575,000円）を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用1,000,000円、新株予約権評価費用4,000,000円、登記関連費用2,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,200,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
- 4 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
進行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う資金及び諸費用（出資金、手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用、デューデリジェンス費用等）		
(a) 関西における宅地開発プロジェクト	10	平成26年12月～平成27年3月
(b) ナノクス関連に係る販売戦略上の投資案件	50	平成26年12月～平成27年3月
(c) その他進捗案件（手付金等含）	30	平成26年12月～平成27年3月
(d) ゴルフ場投資案件	10	平成26年12月～平成27年3月
組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金	20	平成26年12月～平成27年3月
運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済資金	76	平成26年12月～平成27年3月

調達資金約196百万円は、主として以下の経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

進行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う資金及び諸費用（出資金、手付金、仲介手数料及びコンサルティング費用、デューデリジェンス費用等）

- (a) 進捗中の関西における宅地開発プロジェクト（平成28年4月に第1期区画完成後、第4期まで順次完成予定）に対し有限責任事業組合（LLP）を使ったスキームの提供とLLPへの共同出資を計画しており、平成26年12月から平成27年3月の間で、当該LLP設立のため、当社組合員出資として10百万円程度を出資（組合員出資として、当社以外に投資家からも出資予定）することを予定しております。

本宅地開発プロジェクトにおいて、土地の一部を当該LLPにて購入し、当該LLPと残地の所有者と共同で、販売可能な状況（宅地造成化）にもっていくことにより、当該LLPとしては、造成後、当該LLPが権利を有する土地の売却を予定し、当社としては当該売却に伴う報酬を企図するものでございます。

なお、本宅地開発プロジェクトの取り組みに関して、現在用地所有者との間で、相互の役割確認等の事前協議を済ませ、上記スキーム構築の準備段階に入っております。

- (b) 現在、進行させているものに界面技術関連の事業があり、具体的には、ナノクス関連事業のうちナノ・フレッシャー等（以下、「本製品」という。）の販売を開始しております。この取り組みにおきましては、本製品の販売に関し、当社は、その製造元であるナノクス株式会社（代表者：最上賢一・青木和茂、所在地：福岡県北九州市小倉北区西港町94番地の22）との間で諸外国への独占販売権契約を平成26年10月23日に締結いたしました。加えて、株式会社グローバルウォーカー（代表者：芦沢 健太郎、所在地：東京都港区高輪三丁目19番26号。以下、「グローバルウォーカー社」という。）という海外への販売網を構築している会社と資本・業務提携を行い、海外での展示会を先行して順次開催し、受注を受けていっており、このことで当社には本製品の海外における販売機能が構築できております。

今回、当該技術を使った製品について、販売地域での水質や電圧等の環境への対応及び販売後のメンテナンスにおいてナノクス社と共同で取り組んでいることから、平成26年12月から平成27年3月の間で、

今後、海外における販売増が見込まれるため、両社の利益に結びつく納期の短縮及びコストの削減のために20百万円、海外における安定的な供給・販売のために30百万円程度をいずれもナノクス社への協力金等として拠出することを計画しております。なお、当該拠出の方法については、今後ナノクス社との間で検討して参ります。

- (c) その他、当社に持ち込まれる案件(不動産・事業M&A)の規模感から3~4億円前後の物件、案件が大半であります。それを一時的におさえるために手付金等として、その案件額の10%程度の資金が必要となることが多く、案件を進捗させ経営基盤をより確かなものにするため、当該資金として平成26年12月から平成27年3月の間で30百万円を追加で拠出することを計画しております。
- (d) 加えて、ゴルフ場を投資対象とした有限責任事業組合(LLP)を使ったスキームの提供とLLPへの共同出資の計画も現在進行中であり、平成26年12月から平成27年3月の間で当該LLPへの当社組合員出資として10百万円程度を出資することを計画しております。

組織体制の見直しの中で資本・業務提携を行うための資金

現在、組織体制の見直しを行う中、とりわけ営業機能に関しましては、外部の機動的な機能を利用させてもらいながら事業に取り組み、成功報酬を支払うことで当社機能を補完していくという形態を確立して参りました。しかしながら、前述いたしましたように今回、海外における販売機能の構築を図るため、グローバルウォーカー社へ出資いたしました。今後も、工学技術等への投資判断のできる人材の確保等、組織機能の構築を図るため、若しくは、国内での販売機能の強化等のために、合併会社の設立及び既存企業への出資を計画しており、その資金として、平成26年12月から平成27年3月の間で20百万円を拠出することを予定しております。

運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済資金

一部借入金の弁済に30百万円充当すると同時に、ある程度安定的な財政状況を確立できるようになるまでに必要と見込まれる平成26年12月から平成27年3月までの運転資金として、人件費・販売管理費として33百万円及び当社管理部門等に係る支払報酬（監査報酬・顧問報酬等）として13百万円を充当することを予定しております。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記手取金の使途の内容について変更する場合があります。上記手取金の使途の充実につきましては、(b)の内、納期の短縮及びコストの削減のための20百万円、次に同(a)に優先的に充当します。その後は、早期に収益計上が見込まれるものに優先的に充当する予定であります。

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注) 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金により、財務体質の改善を図りつつ成長基盤を早期に構築することを通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。なお、本資金調達を行わなかった場合、当社における安定した事業基盤が確立できないままであり、当社事業に関する影響が更に悪化するほか、既存株主に対しても株主価値の毀損となると考えております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期の展望について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、マイルストーン社より、当社の経営方針に賛同し、かつ当社の経営に介入する意思がないことを聴取により確認できたため、当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議において同社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。（同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。）開示資料を元に集計する同社は新設分割前を含めて設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約30社に対して、第三者割当方式による新株式、新株予約権、及び新株予約権付社債の引受け及び新株予約権の行使を行っている実績があります。当社においても、平成26年6月に新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を引受け頂き、同年同月の間ですべての行使を完了して頂いたという実績がございます。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権及び新株予約権付社債は主に行使価額又は転換価額と目的株式数が固定された新株予約権及び新株予約権付社債であり、実質的に行使又は転換可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の行使価額又は転換社債型新株予約権付社債の転換価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が行使価額又は転換価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使又は転換社債型新株予約権付社債の転換が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「3 [新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)](2) [新株予約権の内容等]注1」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が可能であることから、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最良の選択肢であると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、平成26年11月17日付で、当社の運転資金の一部として30百万円の金銭消費貸借契約を締結し、融資を受けております。

(2) 本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行の目的及び理由

当社グループの主な事業領域である金融・不動産市況は、特に政権交代後、大胆な金融緩和政策をはじめとした経済財政運営に対する期待感と消費税の追加増税に対する不安感を背景に国内金融・不動産市場にも持ち直しの動きが見られる一方で、海外経済情勢への懸念などもあり、先行きについては依然として不透明な状況であります。

このような市場環境の下、当社グループは、当期におきましては、上場以来の中核事業である不動産を中心とした事業展開は維持しつつも、国内の不動産価格の下落等、直接的なマイナス面での影響を緩和させるため、投資対象を事業会社および事業、並びに工学技術等にある程度分散することを、より安定した経営基盤が構築できるように、投資及び投資マネージメントという枠組みの中で、事業のリストラクチャリング(再構築)を行って参りました。

具体的には前回の資金調達実行後、既存の不動産関連事業として株式会社兵庫宝不動産(代表者:葉山敬三、所在地:大阪市中央区北浜3丁目1-14)との取り組みでは、具体的な案件が進行中であり、今期中に決済するべく対応しております。これに加え、当社独自でも不動産流動化事業として、地方の商業施設等の流動化も進行中であり、

このような中で、上記進行中の案件に加え、「4 [新規発行による手取金の使途](2) [手取金の使途]」に記載しておりますような案件が、具体的に出てきており、そこから生み出される収益が当社の継続的な収益基盤になると考えております。このため今回調達した資金につきましては、新規プロジェクトに伴う投資資金、諸経費および借入金の返済等を含めた当社運転資金に充当する予定です。

(3) 本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行と本新株予約権付社債の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、このたびの資金調達に際し、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況におきまして、先に述べましたように将来性の望める案件が進捗中であるとはいえ、現時点ではまだクローリングに至っておらず、間接金融からの調達は引き続き困難な状況にあります。そのため既存の株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつもエクイティ・ファイナンスによる調達に依拠せざるを得ない状況であります。

加えて、公募による方法では、当社の決算数値及び無配が続いている現状におきましては、引受先が集まらないリスクが高く、また第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました。引き受けの了承を得られる先を見出すことが困難な状況であると判断いたしました。

当社といたしましては、事業・組織のリストラクチャリングを進め事業基盤を安定的なものにするため、前述する「4 [新規発行による手取金の使途]」、「(2) [手取金の使途]」に対し追加して一定規模の資金がタイムリーに必要であるとともに、各事業の進捗状況に応じた随時の資金や運転資金が必要となるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行と新株予約権付社債の発行を組み合わせる方法を資金調達の方法として選択するに至りました。

本資金調達方法について

本資金調達方法は、当社株価が低迷した場合や当社株式の流動性が低下した場合等、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があるものの、市況に合わせ順次に転換され、急激な希薄化懸念を抑制することができ、一時の希薄化による株価への急激な影響が抑制できることが大きな特徴であることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が本資金調達方法の引受予定先に求めた点として、(i)純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、(ii)既存株主の株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、(iii)株式流動性の向上に寄与するために、取得した株式を相対取引ではなく市場で売却すること、(iv)環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1 株式価値希薄化への配慮

原則として、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額は、一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、当初の予定よりも発行される当社株式が増加し、更なる希薄化が生じる可能性はありません。また、割当予定先であるマイルストーン社は、純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額及び転換価額を上回らない場合、本新株予約権の行使と本新株予約権付社債の転換は行わず、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また一方で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結された本契約において、株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2 流動性の向上

本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換による発行株式総数は、当社発行済株式総数の10.04%（1,144,491株）であり、割当予定先による新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当日から6か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額と同額で当社が取得することが可能となっております。また、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成27年6月22日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。これらにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4) 本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本資金調達により、自己資本が増加することにより財務基盤が安定すれば、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(4) 本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、本新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、前述のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は177円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から975,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」という。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」という。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（230円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(265円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2連続取引日続けて行うことはできず、行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が前田健司と締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内(最大500,000株)とすることとしております。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てする予定の本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の目的である株式の総数は1,144,491株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を聴取により確認しております。また、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、長期保有することなく、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、平成25年2月1日から平成26年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高99億68百万円、営業利益が80百万円、経常利益が73百万円、当期純利益が2百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成26年1月31日現在の純資産が98百万円、総資産が17億54百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成26年12月1日現在の預金残高が495百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。そのうえで、当社が、マイルストーン社が本新株予約権の権利行使に係る資金並びに本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値、預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、あらたに本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有し、調達可能であることを確認できたことによるものであります。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受け並びに本新株予約権の行使が問題なく行われるものと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、当該調査機関による周辺取材等の結果、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(代表者:野口真人、所在地:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(196円)、行使価額(177円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率(0%)、株価変動性(80.57%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額を32,800円(1株当たり1,312円)に、また、本新株予約権の行使価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年12月4日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値196円を参考とし、177円(ディスカウント率9.69%)といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.10円に対する乖離率は70.03%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均100.17円に対する乖離率は76.70%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.28円に対する乖離率は63.47%となっております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価(196円)、転換価額(177円)、配当率(0%)、権利行使期間(2年)、無リスク利率(0%)、株価変動性(80.57%)、当社(基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の200%まで上昇した場合は、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の5%の範囲で売却すること)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果を基に割当予定先であるマイルストーン社と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を10,000,000円(額面100円につき金100円)といたしました。本新株予約権付社債の転換価額を、当該発行に係る取締役会決議日の前日(平成26年12月4日)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値196円を参考とし、1株当たり177円(ディスカウント率9.69%)に決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均104.10円に対する乖離率は70.03%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均100.17円に対する乖離率は76.70%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均108.28円に対する乖離率は63.47%となっております。

本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

なお、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)と株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を比較したうえで、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行価額は割当予定先に特に有利でないと判断しております。また、本新株予約権の発行価額は、株式会社ブルータス・コンサルティングの算定した公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、当社監査役全員より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、特に有利な金額には該当しない旨の意見書を入手しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は975,000株であり、平成26年12月4日現在の当社発行済株式総数11,396,753株に対し、8.56%(平成26年12月4日現在の当社議決権個数113,959個に対しては8.56%)、本新株予約権付社債の転換による発行株式数は169,491株であり、平成26年12月4日現在の当社発行済株式総数11,396,753株に対し、1.49%(平成26年12月4日現在の当社議決権個数113,959個に対して1.49%)であり、本資金調達による希薄化の合計は10.04%であります。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

なお、当社は、平成26年5月23日付で第三者割当の方法により新株予約権及び新株予約権付社債を発行しております(以下、「別件第三者割当」という。)。本第三者割当は、別件第三者割当から短期間(6ヵ月を目安)に実施されるものであり、別件第三者割当により発行された新株予約権及び新株予約権付社債に係る株式数2,268,460株と本第三者割当により発行される新株予約権及び新株予約権付社債に係る潜在株式数1,144,491株を合計すると3,412,951株となり、別件第三者割当決議時点の発行済株式総数9,128,275株に対して37.39%の希薄化となります。

しかしながら、経営効率化と投資活動を積極的に進めて中長期的な戦略を策定し、実現するためには、資本調達を図りつつ新たな成長基盤の早期構築を達成していくことが必要であります。

また、前述のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する本新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

加えて、本新株予約権付社債には繰上償還条項が付されており、平成27年6月22日以降、本社債の金額額面100円につき金100円での割合で、繰上償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息及び未払残高の支払とともに、繰上償還することが可能となっております。

なお、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、いずれも1株当たり177円であります。これは平成26年3月期の1株当たり純資産29.97円を上回っております。よって、当社普通株式の市場株価が行使価額及び転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年3月期 6,648.26円、平成25年3月期 248.13円とマイナスにどどまっており、平成26年3月期は、プラスに転じているものの、特別利益の計上による特殊要因によるものにすぎません。調達した資金を「第1[募集要項]4[新規発行による手取金の使途]」「(2)[手取金の使途]」記載のプロジェクト等に厳選して投下し、当社の経営の安定化を図り、実質的な最終損益の黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により増加する株式数は1,144,491株であり、当社の平成26年9月30日現在の発行済株式総数11,396,753株（総議決権数113,959個）に対して10.04%（議決権比率10.04%）の割合で希薄化が生じます。

また、本第三者割当は、別件第三者割当から6ヶ月以内に実施されるものであり、別件第三者割当により発行された新株予約権及び新株予約権付社債に係る株式数2,268,460株と本第三者割当により発行される新株予約権及び新株予約権付社債に係る潜在株式数1,144,491株を合計すると3,412,951株となり、別件第三者割当決議時点の発行済株式総数9,128,275株に対して37.39%の希薄化となります。

したがって、本第三者割当による新株式の発行は、別件第三者割当との通算により、大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有 議決権数の割合
前田 健司	神戸市東灘区	2,385,600	20.93%	2,385,600	19.02%
マイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	0	0%	1,144,491	9.13%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	472,100	4.14%	472,100	3.76%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	383,500	3.36%	383,500	3.06%
浜田 浩一	鹿児島県霧島市	144,000	1.26%	144,000	1.15%
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	141,000	1.23%	141,000	1.12%
金田 広能	神奈川県鎌倉市	129,000	1.13%	129,000	1.03%
野村證券株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2-2 アーバンネット大手町ビル20階	125,600	1.10%	125,600	1.00%
廣田証券株式会社	大阪市中央区北浜一丁目1-24	120,055	1.05%	120,055	0.96%
秋成 和子	福岡市中央区	100,000	0.87%	100,000	0.80%
株式会社ISホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	99,100	0.86%	99,100	0.79%
計		4,099,955	35.97%	5,244,446	41.82%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準として算出しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4 本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5 割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネージメント株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、当社は割当予定先より、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っており、割当予定先は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有していないと考えています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、別件第三者割当増資において、本第三者割当増資と同様の割当先であるマイルストーン社に対して総額209百万円の資金調達をいたしました。

具体的な充当状況は、以下の通りでございます。

具体的な用途	金額（百万円）	支出時期及び 予定時期
運転資金（人件費、支払報酬等）、借入金返済	125（注1）	平成26年8月～ 平成26年12月
遂行中のプロジェクト及び新規プロジェクトに伴う投資資金及び諸費用（手付金、仲介手数料、コンサルティング費用等）		
(a) 関西における遂行中の不動産開発プロジェクト	40（注2）	平成26年9月～ 平成26年11月
(b) SPVを活用した不動産流動化事業または不動産購入資金	30（注3）	平成26年9月～ 平成27年3月
当社連結子会社に対する設備投資資金等	5（注4）	平成26年8月

（注）1．別件第三者割当の資金用途 につきましては、平成26年11月までにすべて充当しております。

2．別件第三者割当の資金用途 (a)につきましては、進捗しております関西における遂行中の不動産開発プロジェクトへの土地取得予定者に対する土地購入関連費用を用途とする投資資金として、40百万円充当予定でありましたが、案件のクロージングが当初の予定より遅れており、今後の案件の進捗に応じて充当予定であります。

3．別件第三者割当の資金用途(b)につきましては、平成26年7月以降四半期毎に不動産流動化を実行していくことを企図しておりましたが、案件の進捗が当初の予定より遅れており、支出予定時期を平成26年9月から平成27年3月の間へと変更しておりましたが、比較的規模の大きな案件に対して、平成26年10月に30百万円充当しております。

4．別件第三者割当の資金用途のとおり、平成26年8月に連結子会社である鳥取カントリー倶楽部株式会社の運転資金（人件費等）として5百万円充当しております

このような中、上記案件に加え、「第1[募集要項]4[新規発行による手取金の用途](2)[手取金の用途]」に記載しております案件が、具体的に出てきており、そこから生み出される収益が当社の新たな継続的な収益基盤になると考え、当社は、本第三者割当に至りました。

なお、当社は、平成26年5月23日付で第三者割当の方法により新株予約権及び新株予約権付社債を発行しております（以下、「別件第三者割当」という。）。本第三者割当は、別件第三者割当から短期間（6ヵ月を目安）に実施されるものであり、別件第三者割当により発行された新株予約権及び新株予約権付社債に係る株式数2,268,460株と本第三者割当により発行される新株予約権及び新株予約権付社債に係る潜在株式数1,144,491株を合計すると3,412,951株となり、別件第三者割当決議時点の発行済株式総数9,128,275株に対して37.39%の希薄化となります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、当社が継続企業の前提にかかる重要な疑義の解消するためには継続的な収益力を確保することが必須と考え、そのための事業資金並びに必要な運転資金を確保することについては、既存株主の共同の利益とも評価でき、当該希薄化には合理性が認められると考えております。また、収益力の確保の手段としては、既存事業と関連するプロジェクトの推進のみならず、本資金調達により一層の拡充を図ることは、既存事業の売上げが伸び悩む中、当社の今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本第三者割当は、前記「5.(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、別件第三者割当から6ヵ月以内に実施されるものであり、これを一体としてみた場合、合計で別件第三者割当決議時点の総議決権数に対する希薄化は37.39%となり、25%以上の希薄化が生じるため、大規模な第三者割当に該当いたします。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社の顧問弁護士ではない社外有識者である高田剛氏（弁護士）、当社の社外監査役である三嶋政美氏（公認会計士）、及び同じく社外監査役でありかつ、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である竹田臣征氏（公認会計士）

の3名によって構成される第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成26年12月5日付で入手しております。

本第三者委員会は、本調査に関連して当社から開示・提供を受けた第21期(平成24年4月1日から平成25年3月31日)に係る有価証券報告書、第22期(平成25年4月1日から平成26年3月31日)に係る有価証券報告書、第23期(平成26年4月1日から平成27年3月31日)第1四半期及び第2四半期に係る各四半期報告書、平成26年4月1日から同年12月3日までに開示された適時開示資料、本第三者割当に係る有価証券届出書ドラフト及びプレスリリースドラフト、株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」という。)の作成にかかる本新株予約権及び本転換社債の評価算定書、株式会社ナノクス(以下、「ナノクス社」という。)等と当社との間の平成26年10月23日付け独占販売権契約書、マイルストーン社との間の本第三者割当にかかる割当契約書のドラフト、並びに割当予定先と反社会勢力団体との関わりがないことに関する調査報告書(以下、本調査において開示を受けた資料を総称して又は個別に「本資料」という。)について、本資料が真正に作成され、内容に虚偽ないし不正確な点がないという前提の下、法的観点から本資料を調査・検討しました。また、本第三者委員会は、調査期間中、電話会議の方法により、当社取締役 桐島悠爾氏より本第三者割当について事情聴取を実施し、また質問状を送付して回答を得ました。さらに、必要に応じて、適宜、電子メールや電話で質問を行うなどして補充の事情聴取を行いました。

本第三者委員会は、資金調達等の必要性(a.継続企業の前にかかると重要な疑義の解消の必要性、b.キャッシュ・フローの不足、c.事業資金の確保の必要性)、及び、必要資金の調達方法の観点から、本資金調達の必要性を検討しました。結果として、a.当社は、当該状況を改善・解消すべく、安定した収益の確保、財務基盤の強化、資金の確保及びコスト削減等により経営の安定を図る必要性があると認められること、b.当社は、安定した収益確保のための事業施策を講じるのに十分な資金を有していないばかりか、運転資金すら十分に確保されていない状況と判断されること、c.当社は、収益性の確保を目指して進行中のプロジェクト及び新規に取り組む予定のプロジェクトを複数抱えており、その円滑な遂行には資金が必要と認められること、他の手段による資金調達と比較の上、本資金調達は、なお適切な資金調達方法と考えられることにより、本第三者委員会は、当社には本資金調達の必要性があると判断しております。

本第三者委員会は、使途の合理性、割当予定先の合理性、本新株予約権及び本新株予約権の払込金額の合理性、発行数量及び株式の希釈化の規模の合理性の観点から、本資金調達の相当性を検討しました。結果として、調達資金の使途は、今後の成長基盤を確立し中長期的な企業価値の向上に資する施策であり、不当性は認められず、その使途は合理的であると認められること、割当予定先の選定理由、割当予定先の保有方針、反社会的勢力等との関わりの有無、資金手当の確実性の観点から、当社が割当予定先を本資金調達の割当先としようとすることは合理的であると判断されること、本新株予約権1個あたりの払込金額は、ブルータスが合理的に算定した、本件新株予約権1個あたり金32,800円と同額であるから、会社法第238条第3項第2号に規定される「特に有利な金額」には該当しないと思料されること、また本新株予約権付社債については、下級審の判断も参考に、転換社債の払込金額のうち実質的に新株予約権に対するものと認められる額は、少なくともその評価額よりも大きいことは明白であるから同じく「特に有利な金額」には該当しないと思料されること、本資金調達による株式の希釈化は、収益力を確保することが継続事業の前提に生じている重大な疑義を回避するために不可欠な課題を賄うためのものであり、既存株主の保有している株式の経済価値を必ずしも毀損するものではなく、合理性を有しているものと考えられることにより、本第三者委員会は、当社には本資金調達の相当性があると判断しております。

以上により、本第三者委員会は、平成26年12月5日開催の当社取締役会において決議される予定の本資金調達は、必要かつ相当なものと認められるとの意見書を受領しております。

当社は、平成26年12月5日開催の取締役会において、上記意見書の内容を踏まえ、本第三者割当の必要性及び相当性について慎重に協議し、出席監査役を含め、企業価値及び株主価値の向上に資するとの意見の一致が得られたことから、本第三者割当について決議を行ったものであります。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第22期有価証券報告書及び四半期報告書（第23期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しており、また、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の第22期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（平成26年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日 (注)	104,701	1,130,065	104,701	995,052

(注) 新株予約権の権利行使及び転換社債型新株予約権付社債の転換による増加であります。

3 臨時報告書の提出について

組込情報である第22期有価証券報告書の提出日（平成26年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成26年7月4日提出の臨時報告書)

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

(平成26年7月4日提出の臨時報告書)

1 〔提出理由〕

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 〔報告内容〕

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来における事業規模の拡大等に備え、軌道的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を14,640,000株から30,000,000株に増加させるものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役として、前田健司、桐島悠爾及び岡田和則を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、岸川浩一、三嶋政美及び竹田臣征を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	42,974	248	0	(注) 1	可決 (99.43)
第2号議案 取締役3名選任の件					
前田 健司	42,995	227	0	(注) 2	可決 (99.47)
桐島 悠爾	43,025	197	0		可決 (99.54)
岡田 和則	43,025	197	0		可決 (99.54)
第3号議案 監査役3名選任の件					
岸川 浩一	43,020	202	0	(注) 2	可決 (99.53)
三嶋 政美	43,022	200	0		可決 (99.54)
竹田 臣征	43,022	200	0		可決 (99.54)

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年12月5日提出の臨時報告書)

当社は、平成26年12月5日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりです。

(平成26年12月5日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年12月5日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年12月5日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役2名選任の件

取締役として、児玉慎吾及び佐野隆太郎を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
議案 取締役2名選任の件					
児玉 慎吾	40,331	2,444	0	(注)	可決 (94.3)
佐野 隆太郎	40,132	2,643	0		可決 (93.8)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月26日 近畿財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年10月1日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第2四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月24日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、4期連続の経常損失となっている。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行並びに割当予定先との間でコミットメント条項付き第三者割当契約を締結する旨を決議し、同契約の締結を行った。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成25年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、燦キャピタルマネージメント株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月24日

燦キャピタルマネージメント株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、4期連続の経常損失となっている。このため、継続的な収益を計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年5月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行並びに割当予定先との間でコミットメント条項付き第三者割当契約を締結する旨を決議し、同契約の締結を行った。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成25年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月13日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている燦キャピタルマネージメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、営業利益、当期純利益を計上し、黒字転換しているが、経常損失を計上している。当第2四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上している。このため、継続的な収益計上するには至っておらず、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。